

## 美瑛町公告第28号

美瑛町財務規則（平成7年美瑛町規則第1号）第128条の規定に基づき、  
事後審査型一般競争入札（郵送方式）について次のとおり公告する。

令和5年10月16日

美瑛町長 角 和 浩



### 1 一般競争入札に関する内容

- (1) 件名 しろがねダム管理用水力発電所発電余剰電力売却
- (2) 場所 美瑛町字白金
- (3) 期間 令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで(但し、  
令和6年10月1日0時から令和7年3月24日24時までを除  
く)
- (4) 概要 令和6年度 しろがねダム管理用水力発電所の発電余剰電力売却
- (5) 予定価格 事後公表

### 2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 入札公告日までに、美瑛町における物品等の入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札執行日までの間、美瑛町物品等入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受

けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないものであること。(資本関係又は人的関係については17(3)を参照。)
- (6) 売却した電力を主として小売電気事業の用に供する電力として使用する者で、入札公告日までの2年間において、本町、国又は、地方公共団体から電力を調達した実績を有する者。
- (7) 入札公告日までに、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者として登録されている者であること。
- (8) 余剰電力売却仕様書の内容を熟知し、業務内容を理解した上で、入札に参加できる者。

### 3 入札の参加申請

この事後審査型一般競争入札(郵送方式)に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書等を提出し、町長から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

#### (1) 提出書類

①事後審査型一般競争入札(郵送方式)参加資格確認申請書(様式1)

②資本関係・人的関係調書(その2)(様式2)

ただし、資本関係・人的関係がない者は、②の提出を要しない。

③2の(6)の実績を示す業務委託契約書の写し

ただし、契約が複数ある場合は、直近の契約書1件分とする。

④電気事業法第2条の2の規定に基づき経済産業大臣に小売電気事業者として登録されている者であることを証明する書類の写し。

#### (2) 提出方法

入札書とともに郵送すること。(持参又はファクシミリによるものは受け付けない。)

#### (3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書等の到着後直ちに行うものとする。

#### (4) 提出書類様式の入手方法

下記アドレスの美瑛町ホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.town.biei.hokkaido.jp/administration/bidding/bidding.html>

#### (5) その他

- ①申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②町長は、提出された申請書等を、入札参加資格の確認以外に、使用しない。
- ③提出された申請書等は返却しない。

### 4 見積用設計図書等の閲覧等

(1) 本業務に係る見積用設計図書は、3(4)の美瑛町ホームページにて閲覧できる。また、期間については、次のとおりとする。

期間 令和5年10月16日(月)から令和5年10月27日(金)まで

(2) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書(様式5)により提出すること。

①提出期限 令和5年10月25日(水)午後5時15分まで。

②提出方法 ファクシミリ又はEメールにより提出すること。

FAX: 0166-92-4414

Eメール: kensetsu\_suidou@town.biei.hokkaido.jp

(3) (2)の質疑応答書は、3(4)の美瑛町ホームページにおいて公表する。

### 5 入札方法

(1) 事後審査型一般競争入札(郵送方式)の入札は、郵送によること。(持参又はファクシミリによる入札は認めない。)

(2) 入札回数は1回とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札書の記載に当っては、余剰電力売却仕様書の2に掲げる予定売却電力量において単価に基づき計算した総価（消費税及び地方消費税相当額は含まない）によるものであること。ただし、契約は単価によるものとする。
- (5) 入札金額の算出基礎として、入札金額内訳書を作成し、入札書用封筒に同封すること。

## 6 入札書等の郵送方法等

### (1) 入札書等の郵送方法

入札書用封筒に入札書及び入札金額内訳書を封入後、入札参加申請書類と一緒に封筒（表面は様式6を使用）に入れ、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。

### (2) 入札書等の到達期限日

令和5年10月27日（金）午後5時15分までとする。

### (3) 送付先

〒071-0292

美瑛町本町4丁目6番1号

美瑛町役場 建設水道課水道整備室

## 7 入札の無効

この公告において示した郵送到達期限日を過ぎて到達した入札書、入札参加資格の無い者の入札、申請書に虚偽の記載をした者の入札、又は入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。また、予定価格を下回る入札は無効とする。

## 8 開札

(1) 開札の日時 令和5年10月30日（月）午前9時00分

(2) 開札の場所 美瑛町役場4階 委員会室

(3) 開札の方法

入札事務に関係のない職員2名の立会いで開札を行い、落札者へ通知するものとする。ただし、入札参加者のうち立会いを希望する5人までの者は、申し出により開札に立会うことができる。

なお、入札結果は、落札決定後速やかにホームページで公表する。

## 9 落札者の決定及び入札参加資格の確認

(1) 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最高の価格をもって入札した者に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最高価格入札者を落札者とする。入札参加資格がないと認めた場合は、次順位入札者から順次確認を行い、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

(2) 町長は、入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載した文書により当該入札者に通知（様式3）しなければならない。

## 10 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は自由）により町長に対し説明を求めることができる。

①提出期限 令和5年11月1日（水）午後5時15分まで。

②提出場所 17(6)に同じ。

③提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(2) 町長は、説明を求められたときには、令和5年11月2日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 11 契約条項を示す場所

3 (4) の美瑛町ホームページにて閲覧できる。

1 2 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

1 3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

1 4 支払条件

- (1) 前金払 しない。
- (2) 中間前金払 しない。
- (3) 部分払 しない。

1 5 火災保険等付保の要否 不要。

1 6 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者が無い場合又は入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者が無い場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用及び設計図書の配布費用は申請者の負担とする。

1 7 その他

- (1) 入札参加者は、美瑛町財務規則、入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、美瑛町建設工事等入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 2 (5) でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。
  - ①資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。

## ②人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

## ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記と同視しうる特定関係があると認められる場合。

(4) 入札書及び入札金額内訳書は、業務名及び会社名を明記した封筒に入れて割印をし、申請書等と一緒に様式6を糊付けした封筒に同封すること。

(5) 入札書の日付は、投函日とする。

(6) その他、入札に関しての照会先

〒071-0292

美瑛町本町4丁目6番1号

美瑛町役場 建設水道課水道整備室

電話 0166-92-4464

FAX 0166-92-4414

Eメール : kensetsu\_suidou@town.biei.hokkaido.jp